

線引き前所有地における自己用住宅

《 解 説 》

■審査基準

1 申請者（同居予定者を含む。）の要件について

- （１）未成年者（１８歳未満）は、審査基準１の申請者及び同居予定者（以下「申請者等」という。）の対象としない。
- （２）申請者等が市街化区域に土地を所有していないことについて次の書類で確認する。
 - ・本市の固定資産課税名寄帳
 - ・申請時に居住している市町村の固定資産課税名寄帳
 - ・その他の市町村の市街化区域に土地を所有していない旨の宣誓書
- （３）借家証明は賃貸借契約書とする。社宅や契約書の無いものについては客観的に借家であることが明らかな根拠資料で判断する。

2 土地について

- （１）隣接する市町にまたがって集落が形成されているときは、隣接する市町内の建築物の敷地であっても、集落を構成している一敷地として、当該審査基準における５０以上の建築敷地の数に含めて差し支えない。
- （２）敷地境界線から５００メートルの範囲内の取り扱いについては、集落地域性を示す図面の作成においては、簡便な方法として、敷地内におけるおおよその中心点を起点として差し支えない。
- （３）当該基準は線引き前所有地の許可基準であり、審査基準の２の（２）アにおける線引き前所有地とみなす土地の要件は、線引き前から親族等が所有している土地について、その後、相続権を有する当該親族間での贈与及び売買等が生じたとしても、対象地が線引き前から現在に至るまで対象親族間の所有権移転であれば、線引き前所有としてみなすものである。

【参考】

該当例 ①実兄弟姉妹間の贈与及び売買等

②直系親族間の贈与及び売買等

非該当例①配偶者の親からの贈与及び売買等

②実兄弟姉妹以外の傍系親族からの贈与及び売買